

## 議案第42号

つくば市斎場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市原 健一

### つくば市斎場条例の一部を改正する条例

つくば市斎場条例(平成14年つくば市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表待合室の項中「5,000」を「5,140」に、「20,000」を「20,570」に改め、同表大式場の部通夜に使用する場合1回につきの項中「45,000」を「46,280」に、「90,000」を「92,570」に改め、同部通夜後の仮眠に使用する場合1回につきの項中「10,000」を「10,280」に、「20,000」を「20,570」に改め、同部告別式に使用する場合1回につきの項中「45,000」を「46,280」に、「90,000」を「92,570」に改め、同表小式場の部通夜に使用する場合1回につきの項中「30,000」を「30,850」に、「60,000」を「61,710」に改め、同部通夜後の仮眠に使用する場合1回につきの項中「10,000」を「10,280」に、「20,000」を「20,570」に改め、同部告別式に使用する場合1回につきの項中「30,000」を「30,850」に、「60,000」を「61,710」に改め、同表霊安室の部24時間までにつきの項中「5,000」を「5,140」に、「20,000」を「20,570」に改め、同部24時間を超える12時間ごとにつきの項中「2,500」を「2,570」

に、「10,000」を「10,280」に改め、同表法要室の部3時間までにつきの項中「5,000」を「5,140」に、「10,000」を「10,280」に改め、同部3時間を超える1時間ごとにつきの項中「1,700」を「1,740」に、「3,400」を「3,490」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後のつくば市斎場条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。